

川越市教育委員会第13回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成30年1月29日 午後4時
- 3 閉 会 平成30年1月29日 午後5時
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲、黒田弘美
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長福島正美、教育総務部副部長兼文化財保護課長下 薫、学校教育部副部長兼教育指導課長中野浩義、教育総務部参事兼中央公民館長上野 正、教育総務部参事兼博物館長田中 信、学校教育部参事兼学校管理課長内野博紀、学校教育部参事兼教育センター所長中村健二、教育総務課長長谷正昭、教育財務課長桜井一男、地域教育支援課長福井康司、中央図書館長内田修弘、学校給食課長岸野泰之、市立川越高等学校事務長松本陽介

8 前回会議録の承認

平成29年度第11回定例会会議録及び第12回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 協議事項

(1) 川越市いじめの防止等のための基本的な方針（改定案）について

副部長兼教育指導課長

本市におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定にあたり、国、県の改定及び本市の状況を踏まえつつ、子ども一人ひとりの尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現すべく、いじめの防止等についての基本理念を明らかにし、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、改定の方向性について意見を伺いたい。

さらに、本市における2つの事件を重く受け止め、検証結果の視点を踏まえ、再発防止に努めたいと考えているところである。

まず、改定の背景であるが、平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、同年に国は「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した。平成29年3月、いじめ防止対策推進法施行後、3年が経過したため、同法の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定された。これを受け、埼玉県は「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」を7月に改定、本市においても国、県の改定及び本市の状況を踏まえ、10月2日から改定の検討を進めて

きたところである。

これまでの検討の経緯であるが、本市教育委員会事務局内での3回の検討会議、庁内における2回の検討会議を経て、平成30年1月15日の部長会議で協議いただいたところである。

今後の予定としては、平成30年1月30日に川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会において改定案の概要について説明する予定である。併せて、市長・副市長に説明し、2月5日に第6回川越市いじめ問題対策委員会に説明することとしている。

その後、平成30年2月6日の庁議において報告し、2月10日から3月12日までパブリックコメントを実施、4月の教育委員会定例会に付議した後、市長決裁を仰ぎ、6月市議会定例会において報告するという流れを考えている。

主な改定点であるが、国及び県の改定の主旨及び改定のポイントを踏まえること、また本市の状況を踏まえ、2つの事件の検証結果や再発防止の視点を取り入れることとしている。

改定点のうち、本市独自の視点としては、「第3章 いじめの防止等のための施策」の「学校支援のための取組」のうち、児童生徒及び保護者からのいじめの相談や情報提供を、常時受け付けるインターネット上の窓口、オールマイティーチャーター配置事業、スクールソーシャルワーカーの配置と活用の促進、教育委員会による、いじめに係る状況把握後の継続的な見届け、学力向上策の推進、である。「関係機関との連携」では、庁内関係課との連携、「その他」では学校と家庭・地域や関係機関等との連携推進の促進、である。「第4章 学校におけるいじめの防止等のための対策」のうち、「いじめの未然防止に関する指針」の、生命尊重の指導の充実、基礎学力の定着、小中連携の一層の推進、「いじめの早期発見に関する指針」の、日常的な児童生徒相互の人間関係や変化の把握、「いじめへの対応に関する指針」の、長期休業中の状況把握、である。「いじめの解消に関する指針」は今回の改定の新たな項目であり、いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が止んでいること、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、少なくともこの2つの要件が満たされている必要があることに留意して判断すると明記しているものである。

次に、これまでの検討会議における主な協議点であるが、まず「はじめに」の内容及び策定日、川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会に係る内容、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組の企画・提案、いじめを行った児童生徒への出席停止等の措置並びにいじめられた児童生徒又はその保護者の希望に応じた就学校の指定の変更や区域外就学等、弾力的な対応の検討について、内容の精選について、一般市民や教職員への浸透を図るための方策について、学校と家庭・地域や関係機関等との連携推進の促進について、協議してきたところである。

委員

方針という枠組みを固めていたとしても、子どもたちにいじめはいけないと日々言い続けることが必要である。直接的に言い聞かせたり、形を変えて、授業や学校内の様々な活動を通じて、いじめはいけないというメッセージが子どもたちに伝わるような取組を行ったりすることが必要であると考えます。

また、時間がかかるうえ、難しいことではあるが、本市のいじめの防止等のための基本的な方針とともに、本市教育委員会の取組を、地域や各家庭に周知することが必要である。一人ひとりの保護者に浸透させるにはどうしたらいいのかということが、今後の課題であると考えます。

副部長兼教育指導課長

子どもたち自身がいじめはいけないという認識を持ち、通常の学習活動が望ましい形で行われ、些細な変化も見逃さない、良い集団を子どもたちが自らの手で作っていくことが重要である。教育長が常々話している、「いじめを『起こさない』という監視的な体制ではなく、いじめが『起きない』学校を作り上げていく」という考え方が学校に浸透してきていると感じている。引き続き、子どもたち自身の自主的な活動、いじめを許さない集団作りを重点的に指導していく。

また、地域への浸透の前にまず、教職員一人ひとりがこの改定についてよく理解していることが必要である。パブリックコメントの実施時期にあわせて、各学校にその時点での案を周知し、各学校の基本方針について検討を始めるとともに、短期間で行わなければならない改定作業ではあるが、学校全体として、組織として基本方針を見直し、検討するという過程を経るよう指示する。

地域への浸透も重要なことである。これまでも学校評議員会の中で、あるいは校内のいじめ対策検討委員会の中で学校の現状の説明やいじめが起きた場合の対応についての協議を行うこととなっている。今後もそうした取組は続けていく必要がある。本市における基本方針の改定については、まず、パブリックコメントの実施が地域への周知の第1段階であると考えている。改定後は、各学校の基本方針と併せて、各学校において説明会を開くなど、まずは保護者一人ひとりに周知を図る。在籍する生徒だけでなく、広く地域の方々に、様々な機会を捉えて説明し、浸透させていきたいと考えているところである。

委員

改定案の「第3章 いじめの防止等のための施策」の「いじめへの対応に関する指針」に長期休業中の状況把握とあるが、対応については各学校でマニュアルのようなものを定めて実施するのか、あるいは本市教育委員会が実施するのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

各学校の生徒指導については、指導訪問の際や、生徒指導についての定期報告の

際などに確認している。今年度、重点的に行ったのは、対応の必要な生徒に対し、長期休業前にどのような対応を行ったか、長期休業中にどのように過ごさせるのか、また、何か起きたときの対応はどのようになっているか、などを事前に校長あるいは担当者に確認し、それが不十分な場合は教育指導課生徒指導担当から指導・助言を行う、という取組である。あわせて、新学期が始まる前にも、状況の確認を行った。

委員

長期休業中に事件、事故が起きるケースが多く見られるため、今後も継続して取り組んでもらいたい。

教育長

改定案の表現について、「長期休業中」だけではなく、「長期休業前後の状況把握」も加えてもらいたい。

委員

以前、市内の工事現場において、ガードフェンスに「ストップいじめ」と掲示するなど、啓蒙活動の一環として「ストップいじめ」の取組が行われていたと思うが、現在の取組状況を確認したい。

また、教職員は新学年を迎える際に、家庭環境や入学、進学以前の情報など、児童生徒一人ひとりの状況を把握しているのか、申し送り等はなされているのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

「ストップいじめ」については、川越市小・中学校生徒連絡協議会で話し合い、ブロック別に掲げたスローガンを掲載したリーフレットを毎年度作成し、全校に配布している。まず、各校の児童会、生徒会で子どもたち自身がいじめについて考え、話し合い、ブロックごとにまとめていくもので、子どもたちによるいじめ防止・抑止の取組として毎年行っているものである。

新学年への引継ぎについて、小学校と中学校の連携という部分で情報不足によるトラブルがこれまで散見されたところである。小学校での情報をできるだけ正確に、きめ細かく把握したうえで、中学校で準備体制を整えるということが重要であると考える。これまでは、小学校卒業式後、中学校卒業式後に、卒業させた学年の教員が中心となって引継ぎを行うという形式が多かったが、それだけでは短時間であること、人数の多い学校があること、複数の小学校から受け入れる中学校があることなどから、難しい状況である。比較的連携が進んでいる学校などでは、時間に余裕のある教員が小学校を回ったり、相談活動を担当している教員が、小学校での通常の相談部会や生徒指導部会に参加したり、という機会が増えてきている。限られた連絡会に留まらず、通常の学校での様子、継続的な把握などについて、以前よりは進んできていると感じるが、まだ不十分な点もあるため、引き続き、重点としてい

きたいと考えている。

教育長

通常の状況の把握であれば、連絡会の際にわざわざ資料を用意するのではなく、見守りが必要な子どもについては共通のシートを用意し、そこに学校での様子を書き込むようにし、連絡会の際はそれを資料とするなどの方法もあると考える。事務局の考えを伺いたい。

参事兼教育センター所長

いじめ、不登校の児童生徒については、本市教育委員会で共通のシートを作成しており、それを小学校から中学校へ渡すことになっている。また、さわやか相談員を小学校に派遣して、発達障害的な傾向のある児童については、小学校の段階から状況を把握し、情報を中学校に申し送ることになっている。

委員

先ほどの「ストップいじめ」の取組のうち、工事現場のガードフェンスへの掲示について、状況を伺いたい。

教育総務部長

現状を把握し、建設業協会との懇談会などの機会を捉え、協力を依頼するなど検討していきたい。

委員

川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会、川越市いじめ問題対策委員会が機能していないと感じる。せっかく設置した重要な会議であるから本来の目的に沿って、機能するようにあり方を見直してもらいたい。例えば、その会議で話し合われた内容を教育委員会会議で報告してもらうことができるか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

まず、本市教育委員会が所管している川越市いじめ問題対策委員会を中心に、重大事案の審議などを行う。また、いじめ事案について、現状とその対応、課題について報告し、それに対し、指導・助言をいただく。その報告を川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会に情報提供し、同協議会に出席している関係機関に協力を呼びかけたり、更なる情報提供を依頼したりしている。現在はこのような組織体制となっているが、効果的な会議となるよう、同協議会の所管であるこども未来部こども育成課と協議していきたいと考えている。

委員

本市の独自の施策として、学力向上策の推進が挙げられているが、いじめ問題と学力向上に、具体的な因果関係があるのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

東松山市地内で発生した死亡事件の検証報告において、学力向上については埼玉県でも重要視している項目の1つである。問題発生の背景として学力の不振という

ことが強く指摘されている。本市における東松山市地内発生事件の検証報告書においても取り上げたところである。具体的には、学力の不振が様々な問題の発生につながりやすいことから、1人でも多くの生徒に、基礎的な学力を確実に身に付けさせることが重要である。学力の充実により、子どもたちの人間関係や様々な問題の抑止にもつながると考えている。項目的には学力向上策の推進となっているが、意味合いとしては基礎学力の定着を重視し、子どもたち自身の学ぶ意欲を引き出すような取組を推進するものである。

委員

項目の説明を見ると、「川越市小・中学生学力向上プラン」の推進とあるので、わかりづらい。いじめなど様々な問題の防止につながる、など、答弁の内容を載せたほうがわかりやすい。

教育長

自尊心や自己肯定感を育むために、学力の充実が必要であるなど、説明については一考願いたい。

委員

学校と家庭・地域や関係機関等との連携推進の促進にネットワーク連絡会とあるが、これについて説明してもらいたい。

副部長兼教育指導課長

学校評議員会議や学校が地域関係者とともに生徒指導上の諸問題について情報共有や行動連携を図ることを目的とする会議である。

委員

学校と家庭・地域の連携については以前から長い間言われ続けているが、なかなか進まないのが現状である。コーディネーターがないことによるものと考ええる。コミュニティスクールも同様だが、コーディネーターの存在は非常に重要である。今後の検討の中に加えていただきたい。

教育長

コミュニティスクールに関して言えば、学校運営協議委員がコーディネーターの役割を担うのかどうか、確認したい。

参事兼学校管理課長

コミュニティスクールの先進市の事例を見ると、コーディネーターの果たす役割は大きく、非常に重要であることがわかる。コーディネーターとして、どのような人材を発掘していくのが課題となると考える。上手く機能しないと、学校と地域とのお互いの負担感が増してしまい、持続的な活動が困難になると聞いている。人材の発掘とあわせてどのように育成していくのかということも将来的な課題となると考えている。

委員

いじめの対応に関する指針の中に、「好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つける」とあるが、いじめ問題で最も難しいのが、いじめの判断であると考えている。いじめなのか、いじめではないのか、最初に判断するのは学校におけるいじめ対策委員会であると思うが、ある程度の判断基準を示すことはできないのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

判断基準を示すことは難しいと考える。文部科学省も、いくつかの事例を挙げるに留めており、明確な線引きはされていない。その時の集団の状況や生徒同士の関係性、生徒自身の心理状態、家庭環境など、様々な要素が絡み合っており、1つの基準を示すことは難しいと考える。従って、学校としてもいじめの判断には苦慮しているが、いじめの疑いがあるとなれば、きめ細かな事実確認を行い、継続的な観察を行っているところである。

教育長

基本方針においては、いじめであると訴えてきたものについては、いじめとして対応することになっているのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

いじめであると訴えてきたものに寄り添うというのが基本方針の根幹にある。いじめられた側の気持ちに寄り添い、解決に向けて対応していく。

委員

いじめられたと訴えてくる前は、どう判断するのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

いじめを受けているという自覚がない場合でも、聴き取り調査等でいじめの事案が確認された場合は、いじめの疑いありとして対応するものである。

委員

きちんとした対応ができるような内容にしてもらいたい。いじめの問題に関してはまず学校で判断するわけであるが、その判断が正しいのかどうか、検証されなければならないと考える。例えば、重大事案が起これば第三者委員会で話し合われるわけであるが、校内で日々起こることに対して学校が下した判断について検証を行っているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

1つ1つを検証しているわけではないが、検証が必要になることを想定し、記録についてはできる限り事実を詳細に残すことが重要であると考えている。

教育長

細かいところまで本市教育委員会に報告することは難しいと考えるが、校内においては複数の教員から意見を聞くなど、検証は行うべきである。

副部長兼教育指導課長

いじめが「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあ

り得ることを踏まえて、関係児童生徒の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある、という記述を今回新たに加えたところである。「解消した」という判断についても慎重に行い、継続的な見守りが必要であるということは、学校においても認識しておいてもらいたい点である。

委員

各学校にいじめ対策委員会が設置されている。学校の判断が正しかったのかどうか、生徒のその後はどうなっているかを含めて検証する機能を持たせてもらいたい。

また、良いマニュアルができて、それを周知徹底しなければ、実際に効果を発揮しない。地域、保護者の前に、教職員一人ひとりが熟知していないと、いざというときに対応できないと考える。どのように周知するのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

前は、各学校の教頭と生徒指導主任を集め、本市の基本方針の概要、趣旨についての説明会を実施した。その後、各学校の基本方針の改定について研修会を持った。

今回についても同様に、基本方針の改定の趣旨、概要、核心にあたる部分について、校長会だけでなく、担当にも説明したいと考えている。また、定めただけでなく、機能しているかどうかの確認も行う予定である。

委員

例え、いじめがなくても、マニュアルに沿って定期的に訓練することが大切であると考えている。

また、地域に徹底する手段の1つとして、各学校の基本方針について、学校評議員に加わってもらった中で改定してはどうかと考える。

副部長兼教育指導課長

検討したい。

委員

良いマニュアルを作っても、熱い志と情熱がないと何も達成できない。教員一人ひとりのモチベーションを上げていくような取組を期待する。

教育長

マニュアルの周知徹底、定期的な訓練は必ず実施してもらいたい。また、検証を行う際には、マニュアルどおりできたのかという確認もあわせて実施する必要があると考える。

10 その他

- (1) 会議録署名委員として、長井委員、黒田委員が指名された。
- (2) 次回教育委員会は、平成30年2月19日（月）午後2時開催に決定した。